奈良工業高等専門学校教務委員会規程

昭和42年12月21日制定 令和4年2月10日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、校長の命により教務に関する重要事項等を審議する。ただし、学生の休学(復学を含む。)及び退学の取扱いに関する事項は委員会の専決とする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 教務主事
 - 二 教務主事補(1名は一般教科から選出)
 - 三 教育支援センター副センター長(図書担当)(以下「副センター長(図書担当)」という。)
 - 四 一般教科から選出された専任教員2名及び専門各学科から選出された専任教員各1名。ただし、教務主事補又は副センター長(図書担当)である者が所属する一般教科 又は専門学科にあっては、教務主事補又は副センター長(図書担当)である者をもっ て、その選出に代えることができる。
 - 五 学生課長及び学生課課長補佐
 - 六 教務担当事務職員のうち学生課長が指名する者

(委員の任期)

- 第4条 前条第四号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合の後任の委員(前条第四号の委員に限る。)の任期は,前任者の残任 期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第一号の者をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、昭和42年12月21日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校入試作業部会細則(平成22年11月10日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。